

令和元年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

令和元年（2019年）6月10日（月）午後2時から午後3時まで

2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

（1）熊本県環境影響評価審査会

飯野委員、大石委員、太田委員、奥村委員、川井委員、小林委員、坂梨委員、濱委員、森委員、柳瀬委員（15人中10人出席）

（2）事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

葉山課長、廣畑審議員、中山課長補佐、前田主任技師、竹崎主事

（3）関係機関

熊本県関係課（環境立県推進課、自然保護課、道路整備課、県北広域本部技術管理課）、関係市町（熊本市環境政策課、大津町環境保全課）、環境省九州地方環境事務所環境対策課

（4）事業関係者

①事業予定者 国土交通省熊本河川国道事務所

②都市計画決定権者 熊本県都市計画課、熊本市都市政策課

（5）傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

「国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）環境影響評価準備書」について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、「国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）環境影響評価準備書」に係る審査会意見（事務局案）について説明した。

主な質疑の概要

会長

順次通し番号順に内容を確認していく。意見提出委員以外でも気になる点があれば、コメント等お願いしたい。

それでは、通し番号1番の大気に関する意見についてどうか。

委員	大丈夫である。
会長	では、事務局案で了承ということで進める。 通し番号 2 番、3 番の騒音に関する意見についてどうか。
委員	3 番で、準備書第 12 章で確認できるように記載しているとの都市計画決定権者見解について確認したい。
事業予定者等	準備書の 12-4 ページにおいて、左から 4 つめの欄に予測結果が記載されている。調査地点と予測位置が一致しているわけではないため、比較表の作成は困難であるが、基本的には同じ表の中に調査地点、予測地点の名称を同じ名称で比較できるよう掲載していると御理解いただきたい。
委員	<p>確認はできた。意見なしとの整理はやむを得ないと思う。</p> <p>しかし、道路近傍で 60dB 以上まで上がるのは残念だと思い、指摘した。ベスト追求型というのは実際には難しいと思うものの、70dB という限度が住民に深刻な度合いとして伝わっているのかというところが資料を見てもわかりづらい。地下鉄が 75dB～80dB といわれており、それに近い値が昼間 12 時間続き、これを限度、法律だと言われても住民としてはつらい状況になるかもしれない。</p> <p>環境基準が 70dB であることは記載されているが、それがどの程度の音量であるかを含めて資料化されるとよりよいだろうということを感じて感想として申しておく。</p>
会長	<p>ただいまの意見は、審査会意見の整理としてはそのままであるが、コメントについては事業者で考慮いただければと思う。</p> <p>続いて、通し番号 4 番についてどうか。</p>
委員	この意見で結構である。
会長	通し番号 5 番の建設機械の稼働に係る騒音についてどうか。
委員	事務局案で結構である。
会長	<p>続いて、通し番号 6 番、7 番については、意見事項としてまとめるものの、現時点では文案調整中ということで、後日対応ということでした承頂けるか。</p> <p>では、その流れでいきたいと思う。</p>

	続いて通し番号 8 番の日照障害についてどうか。
委員	問題ない。
会長	通し番号 9 番、10 番についてはどちらも意見事項としてまとめられており、委員は御欠席だが了解は得られているということである。他の委員から文案等を含め、意見等あればお願いする。 特にないようであるため、これを審査会意見として進める。 続いて、通し番号 11 番のドローンの活用に関する意見についてどうか。
委員	特にない。
会長	通し番号 12 番のコウホネに関する御意見はどうか。
委員	特にない。
会長	通し番号 13 番。法面緑化に関する意見についてどうか。
委員	特にない。
会長	通し番号 14 番は意見事項としてとりまとめられている。委員は御欠席であるが、了解は得られているとのことである。 他の方からも意見はないため、審査会意見として進める。 続いて、通し番号 15 番の景観に関する意見についてどうか。
委員	特に意見の整理に問題があるわけではないが、景観の予測地点はどのような観点から選定されているのか確認したい。
事業予定者等	景観の調査地点は、不特定多数の方々が集まる眺望施設を基本に、観光パンフレット、文献等から抽出した。また、各市町に聞き取り調査を行い、パンフレットに記載がない神社や公民館などの不特定多数の者が集まる場所を確認し、それらを身近な景観の場として捉え、それらも含め 7 地点を選んでいる。
委員	住民や集落という観点ではない、ということか。
事業予定者等	基本的には環境アセスメントの技術手法・指針で示されている、不特定多数の方々が利用する場というところを基本に選定している。
委員	わかった。意見はこのとおりでよい。
会長	続いて、通し番号 16 番の意見について、委員は御欠席であるが、

了解は得られているとのことである。

最後に、通し番号 17 番は意見事項としてとりまとめられている。史跡地拡大の可能性が低いとの回答が得られているところではあるが、内容として意見事項として事務局案が作成されている。

以上、17 件の意見を確認していったが、遑ってコメント等あればお願いしたい。

委員

前回欠席したためお尋ねするが、11-13 ページの廃棄物について、事業を実施するエリアに廃棄物の最終処分場跡があるか確認をお願いしたい。そこに廃棄物があれば、土地の形質変更等の法令上の手続きがあるので、対応が必要となる。

事業予定者等

4-2-130 ページの(3)廃棄物等の処理施設等の立地状況という表題で、中間処理業及び最終処分業について記載している。それらの位置は 4-2-137 ページに示しており、中間処理施設については事業実施区域に 1 つ存在するが、今の計画ではそのような施設を改変するものではない。ただし、改変する可能性がある場合には、事業実施段階において、その法律を基に対応していく。

会長

ただいまの内容は質問ということでよいか。

委員

よい。

会長

他に何かあれば、お願いしたい。

委員

11-11-20 ページの弁天山公園展望台からの景観において、地形改変するところは緑化と書いてあるが、この長い距離を全て緑化するということか。図にはグリーンで示してあるが。

事業予定者等

土を盛っていくところで、法面を緑化することを考えている。

委員

そうであれば、図書にグリーンで表示されているところは全て、という認識でよいか。

承知した。

会長

ただいまの内容も質問ということで。

他に何かあるか。

委員

地下水について意見されているところであるが、今後の影響評価は大事と考える。地下水質のモニタリングと書かれているが、水量のほうも重要と考えるので、地下水位の経時計測など水量に関するモニタリングの検討も付け加えて頂きたい。

事業予定者

委員からの質問が地下水質に関する内容だったため、地下水質に

- 等 関する回答をしているが、基本的には地下水のモニタリングをする際は、水位と水質の両方を実施する。
- 会長 その件は、今後の文案作成において、事務局で考慮をお願いしたい。
他にないようであれば、終了したいと思う。

※配付資料

- (1) 資料 1 令和元年度第 2 回熊本県環境影響評価審査会 次第
- (2) 資料 2 「国道 57 号中九州横断道路（大津町～熊本市）環境影響評価準備書」に係る審査会意見（事務局案）について